

“シン・文殊グループ”を核とする異分野融合研究実践型博士後期課程学生育成プロジェクトQ&A（JSTの本制度に関するQ&Aより抜粋。一部改編）

【1：本事業全般】

Q1-1 学生に対する支援期間は、博士後期課程修了までか。

A1-1 学生に対する支援期間は、原則として3年間（4年制の場合は4年間）です。例えば、3年制の学生が3年間を経過しても博士後期課程を修了していない場合、基本的に支援は継続されません。また、事業統括による評価によって支援打ち切り等がなされた場合も、この限りではありません。

Q1-2 支援対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるか。

A1-2 学生への支給額のうち生活費相当額は税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（保護者等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（保護者等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。

Q1-3 支援対象学生と大学間に雇用関係は生じるのか。

A1-3 本事業による研究奨励費等の支給は、博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援するものであるため、学生と大学間の雇用関係は生じません。このため、社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要です。

Q1-4 本事業による収入は所得税、住民税の対象となるか。

A1-4 学生への支給額のうち生活費相当額は雑所得として扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となります。学生自身で確定申告が必要です。

【2：対象学生】

Q2-1 他大学修士課程からの進学者も対象となるか。

A2-1 対象となります。

Q2-2 年齢の制限はあるか。例えば定年退職後に博士後期課程に入学したシニアの学生は対象となるか。

A2-2 年齢での制限はありません。ただし、優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨に鑑みて選抜を行います。

Q2-3 留学生も対象となるか。

A2-3 支援対象学生について国籍要件は、設けていません。ただし、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生等は、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象外となります。なお、学生の選抜は、本事業の政策目的である「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化する」等の観点を適切に踏まえて行います。支援対象学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが前提です。なお、日本へ入国できていない場合、博士後期課程学生としての活動についての直接の確認・評価等を行うことが困難なため、留学生への生活費相当額及び研究費の支給については、渡日後から可能とします。

Q2-4 社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（240万円/年を基準とする）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象にならないのか。

A2-4 本事業では、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は対象となりません。

Q2-5 一度社会に出てから早期に企業等を退職し、博士後期課程に進学した場合も対

象となるか。

A2-5 対象となります。

Q2-6 支援対象学生が起業した場合でも支援は継続されるか。

A2-6 支援は継続されます。ただし、生活費相当額として十分な水準（240万円/年を基準とする）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象となりません。

Q2-7 支援対象学生がTAやRA、もしくは共同研究の対価等として、給与等を受給することは可能か。

A2-7 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

Q2-8 支援対象学生がアルバイトを行うことは可能か。

A2-8 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。（安定的・固定的な収入に該当しない、いわゆるアルバイト収入（典型的には RA/TA 業務によるもの）については、その額を問わず支援の対象となります。他方、アルバイトのような臨時的・不安定な収入とは言い難い、例えば明確なポストと期間を定めて雇用契約を締結しているようなケースについては、支援できない場合もあるため個別に判断します（なお、後者の場合であっても、年間 240 万円未満の場合は支援対象となります）。なお、以上の収入要件とは別に、本学における研究活動の実態等に照らし、博士課程学生としての研究や本事業におけるキャリア開発・育成コンテンツの取組に専念できない程度にエフォートが割かれると判断される場合には、アルバイトか安定的な仕事であるかを問わず、そもそも認められないこととなります。）

Q2-9 支援対象学生がクラウドファンディングで追加の研究資金収集を行うことは可能か。

A2-9 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

Q2-10 支援対象学生が有償のインターンシップを実施することは可能か。

A2-10 有償インターンシップは、キャリア開発・育成コンテンツに実装することを推奨しています。なお、有償インターンシップは、安定的な収入ではありませんので、研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ、収入額による制限の対象とはしません。

Q2-11 支援対象学生が外部研究費を受けて研究を実施することは可能か。

A2-11 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

Q2-12 支援対象学生が日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることは可能か。

A2-12 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSOの奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースが仮にある場合は、別途検討します）。

なお、上記整理とは別に、給付型奨学金については JASSO において併給を不可としている可能性がありますので、必ず JASSO にも確認を取ってください。

Q2-13 支援対象学生が授業料に対する援助が目的の助成金（授業料免除、大学の基金等による授業料を援助するための奨学金）を受けることは可能か。

A2-13 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、授業料に対する援助を行うものではないことから、本事業としては基本的に問題ありません。ただし、相手側機関において併給を不可としている可能性がありますので、必ず相手側機関にも確認を取ってください。

Q2-14 支援対象学生が学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」含む）を受けるとは可能か。

A2-14 問題ありません。

Q2-15 支援対象学生が大学への寄付金、同窓会組織等による生活費に相当する資金援助（国費を原資としないもの）を受けるとは可能か。

A2-15 問題ありません。

Q2-16 支援対象学生が所属大学等から下記に用途を限定した資金援助（実費相当分）を受けていることは可能か。

- ・授業料の援助に係る助成金の受給
- ・研究費の受給
- ・旅費の受給

A2-16 問題ありません。

Q2-17 支援対象学生が休学した際も、引き続き支援対象とできるか。

A2-17 出産・育児・傷病等の場合等、学生が研究を継続することが困難になった場合、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行います。なお、休学期間が年度をまたぐなど長期に及ぶ場合、予算・財務会計制度上の問題が生じることも考えられますので、具体の支給方法等については、個別対応となります。

【3：経費全般】

Q3-1 生活費相当額の支給は、どのように行われるか。

A3-1 生活費相当額は、毎月初めに支援学生の在籍を確認したうえで、四半期ごとに、年額の4分の1に相当する額を所定の口座に振り込みます。用途についての制限はありません

Q3-2 研究費の支給は、どのように行われるか。

A3-2 研究費は、指導教員が管理する予算として配分しますので、指導教員を通じて予算執行してください。未使用分は、返還の対象となります。

Q3-3 経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。

A3-3 本事業を遂行するには、国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。

Q3-4 支援対象学生が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、研究費を充当することは可能か。

A3-4 可能ですが、本助成金により購入等した設備備品等については、助成事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとします。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできません。

Q3-5 共同研究等において、支援対象学生が研究中の災害や傷害等に対応するための任意保険に個人的に加入する場合、その保険料を研究費から支出することは可能か。

A3-5 個人的に加入する任意保険の保険料は、本助成金から支出することはできません。ただし、外部の研究者との共同研究等を行う場合で、当該共同研究を行うにあたり相手先の機関が当該保険への加入を必須条件としているなど、研究を行う上で規程に基づき加入が必要な場合においては研究に必要な経費として支出可能です。

Q3-6 特許経費は支出できるか。

A3-6 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、本研究費から支出できません。国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している

特許については、JSTが運営する「知財活用支援制度」(※)も活用できます。

※https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html 参照

Q3-7 大学の施設等の使用料は支出できるか。

A3-7 大学内の施設等の場合、基本的には、大学が管理・運営すべきものであり、当該経費を支出することは好ましくありません。ただし、本事業に専用に使用する場合、かつ大学の規定等により使用料が課せられている場合は、維持管理相当分のみ当該経費の支出について証拠書類をもとに認めます。

Q3-8 研究費から海外留学のための旅費等や学生のキャリア開発・育成コンテンツへの参加のための経費を支出することは可能か。

A3-8 可能です。

【4: その他】

Q4-1 支援対象学生が関わった研究の論文、成果発表には本事業による支援を受けたことを明記する必要があるか。

A4-1 本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST SPRING, Grant Number JPMJSP2111.

【和文】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2111 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。